

県北広域振興局長告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成25年12月10日

県北広域振興局長 高 橋 信

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 九戸郡九戸村大字戸田第6地割字狹舘178番2地先から175番1地先まで
 - (2) 九戸郡九戸村大字戸田第6地割字狹舘186番1地先から352番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月10日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - (2) 期間 平成25年12月10日から平成26年1月10日まで